

質問回答

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>調達仕様書 24頁 5.2. 作業要員に求める資格等の要件 (2) 「ノーコード、ローコードを用いた情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が3年以上の者又は同等の実績を有する者」に関しまして、下記の事例は経験年数に計上可能でしょうか。</p> <p>事例) 政府統計オンライン調査システムにおける、電子調査票作成業務 以下の手順により、政府統計オンライン調査システム上で公開される電子調査票入力ページの作成を行いました。</p> <p>①電子調査票入力ページとなる「HTML」を作成。 ②HTML内の入力要素タグとDBへの取り込み方式を紐づける「入力項目定義用 CSVファイル」を作成。 ③「HTML」と、「入力項目定義用 CSVファイル」を政府統計オンライン調査システムに登録。</p> <p>「入力項目定義用 CSVファイル」を政府統計オンライン調査システムに登録する事で、データベース登録部分をコーディングする事無く、電子調査票入力ページを作成しております。</p> | <p>・ e-Gov様式作成支援ツールは職員実装レベルが可能であることを想定したノーコード、ローコードツールとなっています。記載いただいた①～③が設計書を作成し、単体テストを実施するような開発ではなく、お示しいただいた事例が単なるHTMLを用いて簡易なページを作成する、CSVファイルを作成してシステムに登録するといういわゆる設定に近い作業であれば、計上はできません。</p> |
| 2 | <p>調達仕様書 24頁 5.2. 作業要員に求める資格等の要件 (2) 「ノーコード、ローコードを用いた情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が3年以上の者又は同等の実績を有する者」に関しまして、下記の事例は経験年数に計上可能でしょうか。</p> <p>事例) e-Govにおける、オンライン申請ページ作成業務 以下の手順により、e-Gov上で公開される自動車関係行政手続きオンライン申請ページの作成を行いました。</p> <p>①☑オンライン申請ページの画面レイアウト・入力項目定義等を定義した「登録資材ファイル」を作成。 ②☑登録資材ファイル」をe-Govに登録。</p> <p>「登録資材ファイル」をe-Govに登録する事で、オンライン申請ページをコーディングする事無く作成しております。</p> | <p>・ お示しいただいた「オンライン申請ページ作成業務」の「登録資材ファイル」が申請書等の事前説明ページではなく、何等か申請様式をノーコード、ローコードを用いて作成した等、であれば計上できます。</p> |
| 3 | <p>調達仕様書 24頁 5.2. 作業要員に求める資格等の要件 (2) 「ノーコード、ローコードを用いた情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が3年以上の者又は同等の実績を有する者」に関しまして、下記の事例は経験年数に計上可能でしょうか。</p> <p>事例) 民間のローコードツールを利用したシステムの運用保守経験 株式会社インプリムが公開しているOSSローコードソフト プリザンターで構築されたシステムの“運用保守”経験。</p> | <p>・ OSSローコードソフト プリザンターを用いた情報システムの"設計・開発等"の経験であれば計上可能です。運用保守の場合は設計・開発等ではありませんので計上はできません。</p> |
| 4 | <p>調達仕様書 24頁 5.2. 作業要員に求める資格等の要件 (2) 「ノーコード、ローコードを用いた情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が3年以上の者又は同等の実績を有する者」に関しまして、下記の事例は経験年数に計上可能でしょうか。</p> <p>事例) 民間のローコードツールを利用したシステムの改修経験 株式会社インプリムが公開しているOSSローコードソフト プリザンターで構築されたシステムの“改修”経験。</p> | <p>・ OSSローコードソフト プリザンターを用いた情報システムの"設計・開発等"の経験であれば計上可能です。改修において、設計・開発等を実施した場合は計上できます。ただし、“運用保守”中の“改修”経験であれば、“運用保守”の全期間ではなく、実際に“改修”を行った期間のみが計上可能です。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>仕様書から抜粋</p> <p>8.2. 公的な資格や認証等の取得</p> <p>(1) 応札者は、以下の資格を全て有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）によりプライバシーマークの付与認定を受け、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。又は、同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを証明できること。 <p>■質問内容</p> <p>上記よりプライバシーマークの付与認定を受けているもしくは、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。又は、同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることが入札条件となっております。</p> <p>JQA（一般財団法人 日本品質保証機構）による「JIS Q 15001 認証サービス」の認証を取得していることで、上記の(1)の条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>https://www.jqa.jp/service_list/management/service/jisq15001/</p> <p>5 以下は、「JIS Q 15001 認証サービス」に関しての補足です。</p> <p>「JIS Q 15001 認証サービス」の認証制度の仕組みは、以下からプライバシーマーク制度と同等の水準を満たしており、高い保護レベルで個人情報保護マネジメントシステムを確立・運用できる制度となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用/認定基準は、日本工業規格の「JIS Q 15001」になります。 ・ プライバシーマークは、2年毎の更新審査のみですが、1年毎の定期審査・3年毎の更新審査があります。 ・ 全部署を対象に全ての開発業務を適用範囲としているため、法人単位としているプライバシーマーク認証と同等です。 ・ ISO/IEC27001 認証と組合せて受審することで個人情報の管理をより一層強化し、効果的な情報資産の運用が可能です。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件を満たすと考えていただいて結構です。 <p>「プライバシーマーク（Pマーク）」制度は、「JISQ15001」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて作られた制度と理解しています。</p> |
| <p>6</p> | <p>調達仕様書 5.1. 作業実施体制</p> <p>「表 5-1 本業務における組織等の役割」の「組織等」項目「本システムプロジェクト管理支援事業者」の「本業務における役割」の項目</p> <p>PJMOを通じて、本システムのプロジェクト管理に係る支援を行う。</p> <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>本システムプロジェクト管理支援事業者の役割として、「PJMOを通じて、本システムのプロジェクト管理に係る支援を行う。」と記載がありますが、プロジェクト管理支援事業者と本業務請負業者のプロジェクト管理上の役割分担をご教授ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト管理支援事業者はPJMO支援の一環として、設計・開発及び運用・保守に関連する「プロジェクト管理」を実施し、各フェーズごとの進捗報告や品質管理を担当します。なお、PJMOは原課の担当者となります。 ・ 本業務請負業者はシステムの設計・開発及び運用・保守業務を担います。 |
| <p>7</p> | <p>要件定義書</p> <p>3.13. 移行に関する事項</p> <p>本システムにおいて移行が必要となった場合、参考とする移行要件を以下に示す。正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>①移行が必要になる場合とは、e-Govシステムがガバクラに移行する場合のことを指しているのかをご教授ください。</p> <p>②移行に伴い各原課様にて対応する必要がある作業について、デジタル庁様から情報提供があるかをご教授ください</p> | <p>①移行が必要になる場合とは、e-Govシステムのガバメントクラウド移行が完了していない場合、現行のe-Govシステムでいったん開発をした手続をガバメントクラウド移行後のe-Govシステムに移行する、という状況を想定しています。</p> <p>②原課が移行に伴い対応を必要とする作業は、デジタル庁から情報提供がないと実施できないため、情報提供があることを想定しています。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 8 | <p>調達仕様書 4.4. 開発・テスト</p> <p>(4) 開発の実施</p> <p>e-Gov システムがガバメントクラウドへ移行した際、e-Gov様式作成支援ツールを使用しない場合があるため、その場合はe-Gov システムの仕様を前提とする。</p> <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>①e-Govシステムがガバメントクラウドへ移行した際のe-Gov様式作成支援ツールを使用しない場合とは、どのような場合になるかをご教授ください。</p> <p>②e-Govシステムがガバメントクラウドへ移行した際にe-Gov様式作成支援ツールを使用しない場合は、デジタル庁様より代替の様式ツールが提供されるのかをご教授ください。</p> | <p>①現行のe-Gov様式作成支援ツールはクライアントPCにインストールして利用しますが、ガバメントクラウドに移行後はWebアプリ化するの方針が発表されており、現行e-Govシステムのe-Gov様式作成支援ツールを使用しない場合が想定されています。</p> <p>②現行e-Govシステムのe-Gov様式作成支援ツールの代替として、Webアプリ化するの方針が発表されています。現時点では仕様についてはまだ開示されていません。</p> |
| 9 | <p>要件定義書 3. 非機能要件の定義</p> <p>全般 例：要件定義書 51ページ (5) 主な運用作業一覧</p> <p>シ. 本システムが取り扱うデータの保管・管理に際して、データライフサイクルを考慮し最適なストレージサービスを選定の上利用すること。また、データの保管・管理方針が変更となった際に、それらストレージサービス間でのデータの移行が容易となるよう設計上考慮すること</p> <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>①クラウド基盤を本業務請負者側は用意しなくても問題ない認識でおりますが、齟齬がないかをご教授ください。</p> <p>②左記「(5) 主な運用作業一覧 シ.」については、e-Gov外に保管するデータについて本業務請負者側にてストレージを用意する必要があるということを記載されているのかをご教授ください。</p> | <p>①e-Govシステムを利用する想定ですので本業務請負者側はクラウド基盤を別途用意する必要はありません。ただし、e-Govシステムの様式作成支援ツールだけでは実現できない入力チェック等、原課独自の何らかの開発を伴う業務の場合は、e-Govシステムに開発環境が無いことを前提としてご検討ください。</p> <p>②現行e-Govシステムの仕様では、国民等利用者が入力した申請・届出等データは一時的に保管された後、一定期間後に自動削除される仕様になっています。そのため職員等利用者が自動削除前にダウンロードする利用方法が想定されます。また、運用・保守業務においてe-Govシステム外に申請・届出等データを保管することが想定されます。また、手続をローコード開発した場合等には何らかのデータをe-Govシステム外に保管する必要があると想定されます。</p> |
| 10 | <p>要件定義書 3.10. 情報セキュリティに関する事項</p> <p>(1) セキュリティ対応方針</p> <p>表 3-12 当該システムにおけるセキュリティ対応方針</p> <p>【使用環境・ネットワーク構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者はブラウザ、スマートフォンアプリ等からインターネットを介して当該webシステムにアクセスし、ログインして各種機能を使用する。 ・システム管理者はインターネットVPN を介して当該システムにアクセスし、システム管理を実施する。 <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>①当該webシステムと記載がありますが、e-Govシステムを指しているのかをご教授ください。</p> <p>②インターネットVPNはデジタル庁様もしくは、環境省様にてご準備いただけるのかをご教授ください。</p> <p>③システム管理者は、要件定義書 47ページには「職員等利用者（システム管理担当者）」と記載がありますが、システム管理者は職員となるのか、それとも本業務請負者となるのかをご教授ください。</p> <p>④本業務請負者が検証機、本番機にアクセスが可能かをご教授ください。</p> <p>⑤システム管理者が本業務請負者を指しており、且つ、当該webシステムがe-Govシステムを指している場合、本業務請負者の作業場所からe-Govに接続する為にはどのような構成となるのかをご教授ください。</p> <p>例えば、請負事業者の作業場所から環境省様への環境にアクセス後、インターネットVPNを介して当該システムにアクセスするなど具体的な構成をご教授ください。</p> | <p>①e-GovシステムのWebサイトを指しています。e-Govシステムは国民等利用者のWebポータルサイトを開設しており、インターネットを介してログインして各種機能を使用しています。また管理者用のWebサイトも開設されています。</p> <p>②現時点ではインターネット経由でgBizIDプライムによるログインを想定していますが、インターネットVPNが必要になった場合は、事業者様にてご準備いただく想定です。</p> <p>③要件定義書47ページに記載の「職員等利用者（システム管理担当者）」とはPJMOとして原課にもシステム管理担当者がある前提となり、事業者様の窓口になっています。システム管理者はシステムを設計・開発、運用・保守される側の事業者様にも存在します。</p> <p>④アクセス可能な前提です。ただし、職員等利用者のみ権限が付されている機能がある場合は事業者様がアクセス不可となることが想定されます。</p> <p>⑤事業者様用にインターネット経由でgBizIDプライムによるログイン機能が準備される想定です。事業者様から直接e-Govシステムにログインいただくこととなります。現時点ではこれとは別にインターネットVPNによる運用・保守を想定しています。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 11 | <p>要件定義書 3.10. 情報セキュリティに関する事項</p> <p>(1) セキュリティ対応方針</p> <p>【セキュリティ要件のベースライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムにおいては、セキュリティ要件を過不足なく導出するため、NISCの提供するSBD マニュアルをセキュリティベースラインとして利用する。 <p>【優先的に対処すべきセキュリティリスクへの対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の優先的に対処すべきセキュリティリスクについては、多層防御の観点で発生確率を抑えるとともに、発生時の範囲を極小化するような対策を実施する。 ・外部からの不正アクセス対策として不正ログイン対策、脆弱性対策を徹底するとともに、攻撃やインシデントの兆候を早期検知できるような仕組みを導入する。 ・サービス妨害を目的とした攻撃対策については、L3～L7 層で対策可能な仕組みを導入する。 <p>【その他セキュリティリスクへの対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のセキュリティリスク（内部不正や人為的ミス等に起因するもの、サプライチェーンに起因するもの等）についても発生時影響は看過できないことから、予防的な対策だけでなく早期検知するための対策を実施し、リスクを低減する。 <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>①左記に記載されているセキュリティ要件は、e-Govシステムに対するセキュリティ要件のことを指しているのかをご教授ください。</p> <p>②e-Govシステムの運用・保守作業に対して、デジタル庁様の対応範囲と本業務請負事業者の対応範囲をご教授ください。</p> | <p>①e-Govシステム以外にも本業務請負事業者が用意する設計・開発または運用・保守で使用するクライアントPCも本セキュリティ要件の対象となります。</p> <p>②e-Govシステムのセキュリティ対応についてはデジタル庁が対応します。本業務請負事業者は本業務で作成した手続の運用・保守を担当します。例えば、各手続の説明ページに本業務請負事業者が担当するヘルプデスクの連絡先を記載し、1次切り分けは本業務請負事業者が担当する等の対応を想定します。</p> |
| 12 | <p>要件定義書 1. 業務要件の定義</p> <p>1.1. 業務実施手順に関する事項</p> <p>(1) 業務範囲</p> <p>本調達における業務の範囲は環境省に申請・届出等を行う11 手続を対象とするが、将来的には環境省宛ての他の手続や地方公共団体宛ての手続も別途システム構築を予定している。</p> <p>正確な工数算出の為、以下をご教授ください。</p> <p>今回対象外となる将来予定の125手続きについて、システム構築を実施することとなった場合は、本調達以外の調達により構築するといった理解で正しいかをご教授ください。</p> | <p>今回対象外となる将来予定の125手続でシステム構築を実施することとなった場合には、本調達以外の調達により構築します。</p> |
| 13 | <p>要件定義書 3. 非機能要件の定義</p> <p>3.11. システム稼働環境に関する事項</p> <p>(1) システム構成</p> <p>本システムの構成はe-Gov システムの仕様を前提とする。</p> <p>なお、e-Gov システムはガバメントクラウドへの移行計画があり、ガバメントクラウドへの移行後のシステム構成もe-Gov システムを前提とする。</p> <p>ガバメントクラウドへの移行は2024年2月予定からリスケジュールされております。万が一、令和6年度中にガバメントクラウドへ移行が実施されない場合は、どのようなシステム構成を想定すれば良いかをご教授ください。</p> <p>また、ガバメントクラウドへの移行完了タイミング次第では、構築が間に合わない可能性もあると考えられますが、ガバメントクラウドを利用するかしないかの判断タイミングの想定タイミングなどあればご教授ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、令和6年度中にガバメントクラウドに移行が実施されない場合は現行システムの構成を想定します。 ・現時点ではガバメントクラウドを利用する想定ですので、e-Govシステムがガバメントクラウド上で稼働する時期により判断をします。判断のタイミングは令和6年度中にガバメントクラウド上で稼働できない状況が確定したタイミングとなります。 |

| | | |
|----|---|---|
| 14 | <p>要件定義書 3. 非機能要件の定義</p> <p>3.11. システム稼働環境に関する事項</p> <p>(2) クラウドサービス構成</p> <p>ア. クラウドサービスの要件</p> <p>クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。</p> <p>➢ ISO/IEC 27017:2015</p> <p>➢ CS マーク（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの）</p> <p>デジタル庁様管轄下のガバメントクラウド上のe-Govを利用することを前提としているため、本業務請負者の認証取得が必須ではないと理解しておりますが、正しいでしょうか。</p> | <p>認証取得は必須ではありません。</p> |
| 15 | <p>要件定義書</p> <p>3. 非機能要件の定義</p> <p>3.11. システム稼働環境に関する事項</p> <p>(1) システム構成</p> <p>表 3-14 システム稼働環境の基本要件（想定）①本番環境、検証環境共に冗長構成とすることと記載がありますが、こちらはe-Govシステムを指しているのかをご教授ください。</p> <p>②「検証環境との接続を可能とすること。」「本番環境との接続を可能とすること。」と記載がありますが、どのような意味を指しているのかをご教授ください。</p> | <p>①e-Govシステムを利用する前提のため、事業者様側でe-Govシステムを冗長構成を構築できない想定ですが、外部へのデータ保管等データ消失の対策を想定しています。</p> <p>また、何等か原課独自の手続開発の際に独自の検証環境が必要となるケースを想定しています。</p> <p>②本番環境は検証環境と接続でき、検証環境は本番環境と接続できることを意味しており、システムリリース等を想定しています。e-Govシステムを利用する前提のため、本番環境と検証環境はe-Govシステム側で接続が完了している想定ですが、原課独自の手続開発の際にe-Govシステムとの接続が必要となるケースも想定しています。</p> |
| 16 | <p>要件定義書 13頁 2.6. 外部インターフェースに関する事項</p> <p>「歳入金電子納付システム（REPS）の手数料電子納付機能の使用を検討する」と御座いますが、「実装はせず検討のみを行う」「検討の上状況によっては実装する」いずれの意図となりますでしょうか。</p> <p>又、下記業務フローの内、REPSご利用箇所のご想定をご教示お願い致します。</p> <p>別添資料 1 広域処理に係る想定業務フロー</p> <p>別添資料 2 再生利用認定制度に係る想定業務フロー</p> | <p>・本番環境への実装は行いません。ただし、検証環境で実装を試す可能性があります。</p> <p>・別添資料 1 広域処理に係る想定業務フロー</p> <p>REPSの利用想定箇所は「フロー名 ②申請・受理」の「登録免許税納付」です。</p> <p>・別添資料 2 再生利用認定制度に係る想定業務フロー</p> <p>REPSの利用想定箇所は「フロー名 ②申請・受理」の「登録免許税納付」です。</p> |
| 17 | <p>要件定義書 45頁 3.13.移行に関する事項 (12)移行データの調査</p> <p>貴省の管轄する申請・届出等の内11手続きについて、業務フローの一部を新たにシステム化する認識ですが、現時点でご想定されている「移行が必要となるデータ」及び、そのデータを保有している「関連する他システム」の概要をご教示お願い致します。</p> | <p>・「移行が必要となるデータ」</p> <p>新たにシステム化しますので現時点で移行データはありません。</p> <p>e-Govシステムのガバメントクラウド移行時期により、現行システムで開発してガバメントクラウドに移行することも想定する必要があるため記載しています。</p> <p>・そのデータを保有している「関連する他システム」</p> <p>「関連する他システム」は現行e-Govシステムとなります。現行e-Govシステムのガバメントクラウド移行時期により、現行e-Govシステムで開発してガバメントクラウド版e-Govシステムに移行することも想定する必要があるため記載しています。</p> |